

〔翻 訳〕

Michael J. Graetz 著
「死亡時の未実現のキャピタル・ゲイン課税
—昨今の提案に関する評価—」(1973年)〔2〕

古 賀 敬 作 訳

【訳者はしがき】

本稿は、Michael J. Graetz (エール大学名誉教授) が、1973年に Virginia Law Review (59巻5号830頁) に公表した、原文英語の「死亡時における未実現のキャピタル・ゲイン課税—昨今の提案に関する評価—」(Taxation of Unrealized Gains at Death - An Evaluation of the Current Proposals-)、と題する論文の日本語仮訳である。本論文の構成は、以下の通りである。

- ・序論
- ・改革の必要性
- ・未実現のキャピタル・ゲインに対する課税
- ・改革の複雑性

(以上、第68巻第1号)

- ・個別具体的な提案の下での取得価額の決定
- ・改革の個別具体的領域
 1. 小額遺産
 2. 個人と家族への効果
 3. 生存配偶者への財産譲渡
 4. 生命保険
 5. 慈善団体への財産譲渡

(以上、第68巻第2号)

6. 世代跳躍信託における財産
 7. 損失
 8. 税率
 9. 評価日
 10. 非流動性遺贈の特則
- ・結語

個別具体的な提案のもとでの取得価額の決定

4つの提案のうち、取得価額の引継ぎを促進する提案は、死亡時の含み益に対する課税を求める提案よりも本来、複雑性を包含しているようにおもわれる。取得価額の引継ぎの提案が譲渡資産の取得価額の決定のみならず、幾世代に亘る取得価額の記録の保管を要請

するため、このことは妥当する。当該取得価額の引継ぎの提案は、通常、遺産管理に当たって、その遺言執行者に、当該遺産の受益者および内国歳入庁（IRS）が当該遺産に含まれる資産の取得価額を決定できるほどの十分な情報の申告を強いることにより、これらの要請の影響力を低減させようとする。しかし、かかる情報が当該受益者または当該内国歳入庁を拘束するか否かは不分明である。明らかことは、IRS が当該情報の申告書に示された取得価額よりも低い取得価額を主張するのを妨げられないということである。逆に、その受益者が、被相続人は遺言執行者により IRS に報告された取得価額よりも高い取得価額を有するという立証した場合には、当該受益者は当該遺言執行者の申告に拘束されない。

当該取得価額の問題は完全に排除され得ないとはいえ、IRS を早い段階で一切の議論から取り除く規定が望ましい。取得価額の引継ぎの提案または死亡時課税の提案のいずれかの提案のもと、一旦税務調査がおこなわれれば、一切の資産の取得価額に係る遺言執行の決定がそれに続く当該資産の課税算定における IRS を拘束する、というのも一つとしてありうる。そうだとすれば、これは、IRS に遺言執行者の取得価額に係る決定に関する税務調査を強いるであろうし¹⁾、遺言執行者がそのような決定を実行可能とするために、取得価額に関連する十分な情報を提供することを要請する。被相続人の取得価額が決定され得ない場合には、当該取得価額は被相続人が当該財産を取得した近似の期日の公正市場価格であるとみなされるものとする²⁾。

取得価額の引き継ぎの提案や AET の提案の下での取得価額の調整は混乱のもう一つの原因である。たとえば、生存配偶者へ譲渡財産または遺産税の慈善免除は、支払われる遺産税を考慮して、それがあたかも第三者に譲渡された資産かのように、取得価額の調整を受けない。このことは、こんどは、それらの譲受人に従って資産間の区別、極めて複雑なプロセスが求められる、なぜならば、遺言執行者はどの資産が配偶者に譲渡されたり、慈善がおこなわれたり、あるいは第三者に譲渡されたりするのかを予め相当な期間中、知りえないからである。同様な問題が、財務省の提案のもとで生ずる。なぜならば、総取得価額は課税対象のゲイン（利得）の算定前に、すべての財産（現金を除く。）の間で配賦されることが要請されるからである。死亡時課税のもと、配賦される取得価額は所与の受益者に財産移転に対して租税が免除されたとき限り問題となる。配賦をおこなうにあたって、財務省はそれが提案した課税制度のもと、低額の取得価額である資産に対する高額な租税の支払いを回避するために、キャピタル・ゲイン課税から逃れる、配偶者のような人々やある慈善団体への財産移転へのインセンティブを排除することを望んだ。取得価額が配賦される場合には、高額な取得価額である資産の子への贈与、および免税の者への低額の取得価額である資産の贈与に対するインセンティブは存しない³⁾。しかしながら、取得価額

1) 現行遺産税制度のもと、被相続人の取得価格は関係ない。なぜならば、当該租税は死亡時の当該遺産の市場価格を参照して算定されるからである。

2) こうした選択も必要である。なぜならば、遺贈においてはしばし、被相続人の手元における所与の資産の取得価額を示さない不完全な記録が存し、かかる不完全さはその改正が期待さえ得ない。

の配賦に基因するいくらかの複雑性や所得課税の「濫用」⁴⁾を是正する強力な租税政策目的の欠如の視座において、含み益に対する一切の死亡時課税のもとでは、配賦は要請されない。取得価額引継ぎの準則のもと、取得価額の配賦はますます困難となる。なぜならば、すべての資産に対する納税義務は譲渡時に成立し、死亡時課税後そのまま、新たな取得価額を与えられないからである。

取得価額の決定、調整、そして配賦、といったこれらの問題は、改革の困難さのごく一部に過ぎない。法律の改定に基因する追加的複雑性がどの程度かの決定は、もっぱら法案

改革項目	下院法案 取得価額の引継ぎ	上院法案 取得価額の引継ぎ	財務省案 キャピタル・ゲイン 課税	ABA 提案 AET
1 小額遺産	\$ 60,000 (ミニマム価額)	非免税	\$ 60,000 (ミニマム価額)	\$ 60,000 (ミニマム価額)
2 個人と家族への効果	「法外な価額の財産」を除く免税項目	非免税	一の項目の価額が \$ 1,000 以下 (但し、価額にかかわらず、損失は認識せず。) の場合には、ゲインに対する課税せず。	一の項目の価額が \$ 1,000 以下の場合には、損益を認識せず。
3 生存配偶者への財産譲渡	非免税	非免税	租税免除 (取得価額引継ぎ適用)	非免税
4 生命保険	租税免除	租税免除	租税免除	租税免除
5 慈善団体への財産譲渡	非免税	非免税	租税免除	非免税
6 世代跳躍信託における財産	特則なし	特則なし	少なくとも25年毎に租税を課する特則を適用	特則なし
7 損失	通常のキャピタル・ゲイン準則	損失減額するが、取得価額については、遺産税の価額を下回ることはいない。	通常のキャピタル・ゲイン準則	減額しない
8 税率	通常のキャピタル・ゲインの税率	通常のキャピタル・ゲインの税率	通常のキャピタル・ゲインの税率	14%のフラット税率
9 評価日	新たな評価日なし	新たな評価日なし	ゲインの実施日; 取得価額がより小額のほう	失効日

3) AET 提案は、配偶者や慈善団体への財産譲渡を免税としないことにより、これらの問題を回避する。

4) 現行法のもと、1969年改正法が発効してからでさえ、慈善団体への低額の取得価額である資産譲渡のインセンティブは存する。1969年法にもと、慈善団体への生前譲渡の文脈におけるかかる実践を防ぐことは必要なかったとおもわれたため、死亡時に譲渡される資産の文脈において、当該1969年法を変更する必要はないとおもわれる。加えて、財務省案は、理論的に拡大されると、譲渡が生前か死亡時にかかわらず、すべての譲渡資産の取得価額の配賦を求める。被相続人の資産のすべては、通常、死亡時に処分されるため、すべての取得価額を配賦することは勿論、可能である。しかしながら、市場価値のある有価証券を除く死亡時の資産譲渡については、真の濫用はありそうもないようにおもわれる。

の詳細に依拠する。次の図表は、10（9－訳者補注）の重要な問題に係る4つ提案のポジションの要約である。

以下では、含み益の領域において、これらの提案と英国の死亡時課税の取り扱いを比較し、議論する⁵⁾。

改革の特定領域

1. 小額遺産に係る租税の免除

下院の取得価額の引継ぎ法案並びに財務省およびAETの提案は、\$60,000以上の総遺産に対してのみ適用される（なぜならば、それらの提案は、すべての遺産について、\$60,000を価額とする旨を定めているからである）。そのため、現行法の取得価額の引上げは、当該閾値に満たない価値の資産を含む総遺産を引き継ぐ。上院の取得価額の引継ぎ案のみが\$60,000に満たない総遺産額を免除しない。\$60,000のミニマム価額は遺産税の免除額と一致するのであるが、それは相当に簡素な行政執行である。なぜならば、毎年死亡する人々の90%から95%が新たな租税法の要件から免除されるからである。たとえ、遺産の規模にかかわらず、並びにおよそ1/3と1/2との間の死亡時に譲渡されたネットの含み益が規定上（財務省案－訳者補注）で免除されるという事実、および上述のミニマム価額の準則は現行法の「凍結」効果を永続させるという事実にかかわらず、生前と死亡時との間での財産処分の不公平は存在するとしても、このような簡素さは望ましい。

小額遺産の取り扱いに係るいま一つのあり得る方法は、かかる遺産に含まれる一部のキャピタル・ゲインに対する課税を免除する、という方法である。1971年まで、英国の課税制度はゲインの最初の£5000について租税を免除し、かつ、被相続人個人（私用）の住居は死亡時のキャピタル・ゲイン税を免除された。英国のように、ゲインの所与の額に対する租税免除が新たな評価日と共に定められる場合には、大部分の遺産について、当該新たな評価日後の最初の数年間は死亡時の課税はおこなわれない。こうした選択肢は、徐々に、かつ、規律正しい移行期間を求められるが、少なくとも暫定的に改革で追及される歳入便益を減少させる。しかしながら、かかるキャピタル・ゲイン税の免除に追随する個人（私用）の住居について、租税の免除がおこなわれれば、居住の規模に応じての内部的制限により、実質的に個人（私用）の住居に投資をおこなう人々に所与の便益を与えることを妨げる必要がある。

遺産税の免除と等しい、所与のミニマム価格は、死亡時の所得税からより小額の遺産を免除するように定められるべきである。ただし、個人（私用）の住居については、租税の免除は定めない。

5) 1965年から1971年まで、英国は死亡時にキャピタル・ゲイン税を賦課していた。1971年、保守党政府は1971年に、当該租税を廃止し、同時に、労働党は復権した際には、当該実施を破棄すると公約した。筆者（Graetz教授－訳者補注）は、1971年1月に1週間、英国内国歳入庁（Inland Revenue）の職員、アカデミックとプライベートの参加者と一緒に、英国の租税について議論して過ごした。

2. 個人および夫婦への租税免除の効果

個人や夫婦への租税免除の効果は、課税からこれらの「資産」を免除することにより、無数の、あるいはしばしば些細な効果を含む益の価額が有するか否かを決定する作業の負担を排除することにある。こうした規定はまた、家庭用自動車のような、\$1000を超える価額であるが、含み益の要素を一切有しそうな個人資産を租税免除とする。財務省提案は\$1000を下回る価額の個人または家族のそれぞれの資産項目に係るすべての損益を恒久的に租税免除とする。租税免除対象の資産については、公正市場価格と等しい引上げ取得価額が容認される。これ対して、下院の取得価額引継ぎ法案は個人および夫婦への効果を「法外な価額」を有しない資産から取り除くことはしないが、一方、AETは資産項目毎に、\$5000以下の価値がある個人および夫婦への効果おける損失を認識せず、上院の取得価額引継ぎ法案は個人および夫婦への効果に関してまったく、租税免除を含んでいない。財務省案にみる租税免除は、一瞥したところ、£1000以下の有形の個人財産をキャピタル・ゲイン税から免除する英国の課税制度に基づいているようにも見て取れる⁶⁾。しかし、当該財務省案と異なり、英国は£1000以上の個人財産の処分に係る損失を認め、限度の範囲内であるが、£1000未満の家財の損失を認めていた⁷⁾。しかしながら、当該損失の引当はかなりの困難さを惹起し、故に、見習う価値はない⁸⁾。

ある項目資産に係る個人および夫婦への影響（効果）に関する租税免除の決定の困難さはどうしようもないということではないようにおもわれるが、好ましい選択肢はすべての個人および夫婦の成果に係るネットのゲインの所定額を租税免除することである。当該選択肢を求めることのもその容易な行政執行にあり、なぜならば、それはかかる成果のすべてに係るゲインを項目化する複雑さを回避できるからである⁹⁾。もっとも、十分に高度な除外はそうした項目化を効率的に排除するように定められるものとする。加えて、この目的上、贈与により移転された資産に係るゲインは死亡時に移転された資産に係るゲインと

6) 英国においては、2以上の一の組を構成するとするならば、£1000の制限は、全体を一の組として適用される。英国では、多数の資産が一の組を構成するか否かを決定するに当たっての困難さが幾つか存在す。英国内国歳入庁（Inland Revenue）は、通常、一の組としての資産の価額はそれぞれ別個独立した資産の価額のトータルよりも多い場合には、資産の一のグループは、一の組を構成すると主張する。内国歳入庁の職員は、大部分の厄介な問題がアンティーク家具や芸術作品について生ずると考えた。英国の参加者は、疑わしい事案についてはほとんど経験がなく、当該問題がとりわけ重要であるとは考えなかった。

7) 英国の制度のもと、£1000未満の価値を有する家財の処分に係る損失は引き当てられるが、当該処分の対価が£1000であったかのように再度、算定された、したがって、£1,100で購入し、£850で売却された絵画については、£100の損失引当となった。

8) 1968年財政法は、「消耗資産」はほとんどの個人財産を包含するほどあまりにも広範（当該文言には、50年未満の予測可能な人生で所有される有形の動産を含む。）過ぎて定義できないが、当該、「消耗資産」は営業又は事業に用いられる場合を除き、キャピタル・ゲイン税から除外された。（注略—訳者補注）最善のアプローチは非事業用資産に係る損出を認めないことである。

9) そうした提案のもと、資産の一のグループが一組として構成されるか否かを決定することは必要とされない。生前に一組の一部が処分されたとしても、関係がない。

一緒に累積されるべきである。

個人および夫婦の成果に係るゲインの実質的な額、即ち \$ 25,000に対する租税免除は、これらの資産が租税の適用から排除されるように定められるべきである。ただし、個人および夫婦の成果に係る損失は認められないものとする。

3. 配偶者除外

生存配偶者へ譲渡される財産に関する免除は、とりわけ租税負担への関心から生ずる。なぜならば、当該負担は遺産が夫婦共有財産法またはコモン・ローに服するか否かに応じて変わってくるからである。生存配偶者へ譲渡される幾つかの資産はまた、現行法のもとで遺産税を課せられるため、当該生存配偶者への譲渡資産に係るゲインに対して租税が課される場合には、当該負担は増加した遺産税の配偶者控除により相殺される。財務省案のもと、生存配偶者への譲渡資産については、被相続人の死亡時に租税を免除されるが、当該被相続人の取得価額は引き継がれる。当該取得価額の引継ぎにおいては、そのような財産を他の受益者への譲渡資産と異なって取り扱わない。英国における1971年前のキャピタル・ゲイン税の制度のもと、妻への含み益のある財産の生前贈与は課税対象の事象であったが、死亡時の譲渡はそうではなく¹⁰⁾、配偶者間での譲渡は、通常、不合理¹¹⁾と考えられていたが、實際上、それは公平に動いていた。

財務省案では、税務行政執行の複雑さによりかなりの額を包含する。なぜならば、配偶者への譲渡と他の受益者への譲渡との間での異なる取り扱いに応じて、当該財務省案は取得価額の再配賦の必要性を求められるからである。さらに、遺言執行者にどの資産が生存配偶者に譲渡されるのかを選択することを許可し、かつ、実際の処分が予期されたパターンに従っていなければ収入を修正することを許す手続を定めることは可能であるが、生存配偶者にその意思に反する選択権を付与する州法の規定は、多くの場合、遺族にその被相続人の財産のすべてにおける分割持分を付与するが、そのことにより、生存配偶者に最終的にどの資産が譲渡されるのかを知ることは全く困難となる¹²⁾。

簡素化のために、死亡時の課税除外については、生存配偶者への譲渡資産について規定を設けず、取得価額の配賦は求められない。しかしながら、生前の配偶者間での譲渡財産についての租税免除は望ましい¹³⁾。加えて、増加遺産税に控除はキャピタル・ゲイン税の

- 10) 一方の配偶者から他方の配偶者への生前中の譲渡資産は、譲渡人に損益が全く生じない価値の引き渡しとみなされていた。その受領者の配偶者は当該譲渡人の取得価額と保有期間を引き継いだ。ただし、当該準則は死亡時の配偶者間譲渡には適用されなかった。
- 11) 死亡時の租税の適用は、死亡時に配偶者に譲渡される財産に対して遺産税を賦課するという、英国の歴史的アプローチの結果として、よく説明される。
- 12) 特定金銭信託 (the pecuniary marital formula trust) はさらに、このことを為しうる。なぜならば、当該信託においては、妻に譲渡される財産の額は被相続人の遺産に対して賦課されるキャピタル・ゲイン税の額に依拠し、当該税額は当該妻に譲渡される財産の額に依拠する。財務省案では、そのような信託を実施するために同時的均衡が必要とされる。
- 13) 生前の配偶者間での財産譲渡に対する租税免除は、生存配偶者の共有財産の持分の首尾一貫しない

効果を相殺するように採用されるべきである。

4. 生命保険

現行法のもと、生命保険証券からの死亡給付は被相続人またはその受益者の所得に含まれない。財務省のキャピタル・ゲイン税の提案も AET の提案もいずれも、当該準則を変更されず、それにもかかわらず、満期保険金を与えるその個別具体的な取り扱い、生命保険投資に関して、不公平のみならず、人為的な誘因を生み出す。

生命保険証券からの死亡給付は3つの要素から成る。それは、(1) 被相続人の貯蓄、(2) 当該貯蓄に係る持分権益、(3) 純粋な保険金、である。当該純粋な保険金は早亡に基因する損失のリスクに対する保護の支払いを表象する。当該貯蓄の要素は、被保険者給付に係る利息をもたらず保険料の払込から逆算して見積もられることによって示される。被保険者の一切の期間終了日における積立金は定期保険保護の費用を差し引き、残余から得られる利息を加算した保険料と等しい。契約により付与される純粋な保険金には、その額面額と給付支払準備金との間で差額がある。

生命保険契約のもとの累積積立金、純粋な保険金、双方とも広範な意味では所得であり、なかには保険要素に租税を課することはあまりにも厳し過ぎると考える論者も存するが、累積貯蓄につく利息については、死亡時の未実現の含み益に対する課税の提案に関連して、租税が確実に課されられるべきである。なぜならば、その他の資本資産の含み益の形態と区別できないからである。さらには、生命保険金の利息は通常保険証券においては約12%から一時払い終身生命保険証券においては30%以上、とそこに幅がある。こうした所得に対して租税が課されない場合には、様ざまな生命保険が発展しうる。故に、少なくとも、生命保険証券につく利息については、死亡時所得課税の対象とすべきである。

5. 慈善団体への移転

財務省のキャピタル・ゲイン税の提案のもと、公益慈善団体への財産移転については、租税を免除される。これに対して、AET に則れば、かかる財産移転は租税を課される。即ち、かわって、このことは慈善に利用可能な金額が減少する、ということの意味する。慈善的な移転において未実現の含み益に対する死亡時の租税を免除すべきか否かの決定は、その決定者の慈善団体や慈善支出に対する私的な処分に基づき依拠する。現行租税法のもと、生前譲渡により公益慈善団体に含み益のある財産を与える寄贈者は、通常、当該財産の公

取り扱いの問題に合理的な解決策を与えるようにおもわれる。夫婦共有財産制の州においては、財産は、自動的に生存中に配偶者間に分割される。夫婦共有財産法の州におけるそれぞれ個人は、生存中に自己の財産を分割し、共有財産に与えられる同じ租税上の取り扱いを達成する。このアプローチのもと、共有財産の生存配偶者の持分は、被相続人の死亡における取得価額を引き継ぐ。同様に、その生存中に配偶者へ譲渡された財産については、被相続人の死亡における取得価額を引き継ぐ。1954年の内国歳入法1014条 (b) (6) は共有財産の配偶者持分は被相続人の死亡における取得価額の引上げを規定するが、廃止する必要がある。

正市場価格で慈善拠出の控除をおこなう。当該準則は当該寄贈者の手元で租税を免れることを許す。当該準則は、数年に亘り、租税分野の学者により批判され、連邦議会により審査されてきたが、当該連邦議会は実質的な修正もすることなく、当該規定を維持するのが一般である。死亡に基因する公益の慈善団体への移転財産に係る類似する準則の適用においては、取得価額の再配賦は求められず、その他複雑ということにもならない。さらに、租税免除については、慈善団体への個別具体的な遺産贈与のみを認めることにより、贈与（現金か、あるいは追加的な含み益のない財産かのいずれか）が当該贈与の結果として遺贈を生ずる節税の額を包含することを要請することにより、資産の低額取得価額の贈与に係る大部分のインセンティブを排除することに適合する。このことは、今度は、取得価額の再配賦の必要性を排除する。公益慈善団体への移転される財産は、死亡時の所得課税を免除することが維持されるべきである。

（続く）